

○ごみと資源の正しい分け方・出し方広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町が発行するごみと資源の正しい分け方・出し方（以下「分け方・出し方」）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 分け方・出し方に広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザインは、寒川町広告掲載要綱（令和3年4月1日施行）第3条及び寒川町広告掲載基準（令和4年6月1日施行）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、期間及び掲載料)

第3条 広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、町長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、8枠とする。

3 広告は、複数の枠を合わせて掲載することができる。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報さむかわ及び寒川町ホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み及び決定)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する申込者にあつては、寒川町ごみと資源の正しい分け方・出し方広告掲載申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類（申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第1号及び第3号に掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類）を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類
- (3) 法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 前項に規定する申込書に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあつた場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由を寒川町ごみと資源の正しい分け方・出し方広告掲載決定書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（広告の原稿作成及び提出）

第7条 広告の原稿は、前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により作成し、町長が指定する期日までに、完成版下原稿で提出するものとする。

（広告の責任）

第8条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主（当該広告主に申込みの代理を依頼した者を含む。）又は広告の

内容が第2条の規定に違反すると認められるとき。

(2) 広告主が、第7条の規定に違反して町長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、寒川町ごみと資源の正しい分け方・出し方広告掲載料還付請求書（第3号様式）に寒川町ごみと資源の正しい分け方・出し方広告掲載決定書（第2号様式）を添えて町長に請求しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月21日から施行する。

別表（第3条、第9条関係）

規格	掲載期間	掲載料
縦70mm×横95mm	3年間	100,000円

第1号様式（第6条関係）

[別紙参照]

第2号様式（第6条関係・第11条関係）

[別紙参照]

第 3 号様式（第11関係）

[別紙参照]

第1号様式（第6条関係）

ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載申込書

年 月 日	
(あて先) 寒川町長	
住所又は所在地	
申込者	
氏名	
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)	
電話番号 ()	
ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載について、次のとおり申し込みます。	
同意事項 (同意する場合は□に チェックしてください)	☐ 町税の納付又は納入の状況を公簿等により 確認することに同意します。
広告の内容	別紙のとおり
法人その他の 団体の概要	

備考 1 次の書類を添付してください。

(ただし、同意事項の□にチェックをした場合は不要)

(1) 法人については、納期限が到来している直近の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

(2) 個人（独立して自ら事業を営む者に限る。）については、当該年度の市町村民税納税の証明書又は領収書の写し

2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した書類を添付することをもって代えることができます。

第2号様式（第6条・第12条関係）

ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載決定書

年 月 日 様 寒川町長 ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。	
決 定 区 分	☐ 掲載する ☐ 掲載しない
広 告 掲 載 料	円
掲載しない理由	

第3号様式（第12条関係）

ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載料還付請求書

年 月 日

（あて先）寒川町長

住所又は所在地

申込者 氏名
（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号 （ ）

ごみと資源物の正しい分け方・出し方広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額	円									
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所									
	預金種目	普通・当座	口座番号							
	口座名義人(カタカナ)※口座名義人は、請求者本人としてください。									